平成２６年（フ）第４３８号
埼玉県入間郡越生町大字黒山413番地11
破産者　有限会社柴田土木
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４８号
川崎市中原区新丸子町921番地１
破産者　株式会社セブンエステート
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
相模原市緑区橋本台１丁目３番７号
破産者　株式会社コーエー・サービス
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６８７号
静岡県焼津市大住491番地
破産者　日東技研株式会社
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３９号
静岡県藤枝市岡出山２丁目10番17号
破産者　株式会社Ｏｆｆｉｃｅ　Ａｚａｂｕ
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５号
徳島市春日１丁目４番１号
破産者　有限会社松尾管機工業
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田22番22
破産者　株式会社寿工業
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第７２４号
横浜市泉区上飯田町3609番地１
破産者　ｉａ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７号
石川県加賀市七日市町ルの７番地の15
破産者　ルームフレッシュ有限会社
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第８号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀453番地６、前住所三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀1133番地７
破産者　植松　秀子
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第３５号
愛媛県松山市土居田町58番地１コーポラス砂山103号
破産者　有限会社ＴＫＭフードサービス
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０８号
高知市北竹島町１番８号
破産者　有限会社ウェルフェアー
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５号
福岡県京都郡苅田町与原１丁目５番地２
破産者　有限会社圭昌
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第２０８号
埼玉県入間郡三芳町大字上富2159番地２
破産者　丸新木材株式会社
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０２３３号
東京都品川区西中延１丁目２番30号
破産者　株式会社前原研磨材工業所
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７３号
静岡県浜松市中区森田町434番地の３
破産者　株式会社第一大濱建設
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
名古屋市西区二方町35番地
破産者　東海氷糖株式会社
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０６号
岡山県笠岡市笠岡5946番地３
破産者　關藤　篤志
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７０号
広島県廿日市市下平良１丁目９番16号
破産者　株式会社ナカソウ
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６号
北海道旭川市住吉６条２丁目５番９号
破産者　有限会社Ｔ・ＵＰ
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部